

(別紙)

## 令和2年度「ゴルフツーリズム形成事業」業務仕様書

### 1. 委託業務名

令和2年度「ゴルフツーリズム形成事業」推進業務

### 2. 業務期間

契約締結の日から令和3年3月5日まで

### 3. 趣旨・目的

今後、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスタースゲームズ2021 関西の開催が予定され、スポーツに関心を持った多くの外国人旅行者が日本及び関西を訪れることが予想される。特に、ワールドマスタースゲームズでは、欧米豪を中心として選手とその家族の訪日客が見込まれているが、その多くが富裕層や知識層といった知的好奇心が旺盛な参加者と言われている。

現在、兵庫県においては、注力すべきテーマの一つとしてスポーツツーリズムに取り組んでおり、中でも全国1位163か所のゴルフ場を有するゴルフツーリズムについて、その集積を活かしたデスティネーションとしてのブランド化を目指している。世界的なスポーツイベントを契機として、ゴルフと歴史・文化などの観光資源・体験を組み合わせた旅行商品を造成・発信することで、兵庫県におけるゴルフを核とした滞在型周遊観光の実現を目指す。

### 4. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が実施する令和2年度「ゴルフツーリズム形成事業」において、以下の業務を委託する。

#### 【令和2年度「ゴルフツーリズム形成事業」の概要】

ターゲット：主に欧州・オセアニア

造成コンテンツ：10件

※滞在型ゴルフと地域が有する固有の体験型観光コンテンツ  
を組み合わせたプログラムを県下全域を対象に造成

#### (1) 現況調査及びコンテンツプランの策定

- ①県下各地のゴルフ場運営事業者にアンケートを行い、インバウンド誘客への意向及び受入体制等について確認する。
- ②ゴルフ場・地域の選定及び商品プランの策定に際しては、委託者が別途選定する有識者に対しコンサルティング業務を再委託することとし、その者の指示・助言を受けながら、以下の業務を実施する。

(別紙)

- ・有力なゴルフ場及び地域を選定し、周辺観光資源と組み合わせた商品プランを10件策定する。
- ・策定した商品プランの実現に向け、関係事業者と受入体制や環境整備、料金、申込窓口等に関する協議・調整を行う。

## (2) モニターツアーの実施

プランの改善・ブラッシュアップに向け、ゴルフに関心のある外国人を選定し、モニターツアーを3回実施する。

- ※うち2回のモニターツアーにおいて、参加者（モニター）の出身国・地域は、欧州・オセアニアを中心に各回4名以上ずつ確保すること
- ※残り1回については、東南アジアを中心にノンゴルファーを若干名混在させた構成とすること
- ※参加者（モニター）の選定にあたっては、委託者と相談のうえ進めること
- ※実施場所及びツアー行程については、神戸・阪神、播磨、但馬、淡路地域から、委託者と相談のうえ決定すること
- ※各モニターツアーを3泊4日を目安に催行の上、うち2日間以上をゴルフ、1日以上を周辺地域の観光コンテンツ体験にあてること
- ※実施後その評価や改善ポイントなどを記載したアンケートを実施すること
- ※アンケート結果を集計・分析のうえ、対象プランの改善・ブラッシュアップに向けた参考とするとともに、観光本部に提出すること

## (3) ファムトリップの実施

策定したプランの効果的な周知のため、ゴルフツアーオペレーター・メディア・インフルエンサー等を招聘したファムトリップを2回実施する。

- ※訪問先、参加者の選定にあたっては、委託者と相談のうえ進めること
- ※ファムトリップについての掲載記事だけでなく、ファムトリップにおいて得られた知見等、今後のプロモーションの参考となる情報を整理し、観光本部に報告すること
- ※実施後その評価や改善ポイントなどを記載したアンケートを実施すること
- ※アンケート結果を集計・分析のうえ、対象プランの改善・ブラッシュアップに向けた参考とするとともに、観光本部に提出すること
- ※海外現地からの招聘を原則とするが、コロナウイルス感染症等の影響により、海外から行えない場合は、日本国内からの招聘で対応すること

## (4) 広報媒体の作成

- ①上記(1)及び(2)をつうじて、対象事業者等とともに、プランの改善・ブラッシュアップを行ったうえで、商品プランの訴求ポイント、営業時間、体験所要時間、料金、予約方法、注意事項、問合せ先、イメージ写真等をタリフとして取りまとめる。

(別紙)

- ②タリフ情報を英語に翻訳したうえで、パンフレット（A4、16 ページ程度）を製作する。
- ③商品プランを紹介するWEBサイト（日本語・英語）を作成する。
- ④広報媒体に使用する対象ゴルフ場及び観光コンテンツの画像については、カメラマンによる撮影を行い、訴求力の高い素材を確保すること
  - ※翻訳に関しては、日本語の直訳ではなく、ネイティブチェックを行うなど各言語のネイティブにとって魅力が伝わりやすい表現とすること
  - ※パンフレットの印刷部数は以下のとおり
    - 日本語版：1,000 部
    - 英語版：2,000 部
  - ※表紙・本文ともにカラー印刷
  - ※校正作業は、受託者の責任において行うこと。なお、文字校正は原則 2 回、色校正は原則 1 回とするが、委託者が校了と判断するまで行うこと

## 5. 成果物の提出等

### (1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、紙媒体各 5 部及び電子データを本部に提出しなければならない。

電子データはメディア（CD 又は DVD）に記録し 5 部提出すること。なお、各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウィルスチェックを行っておくこと

#### ①事業完了報告書

業務の実施期間、実施した業務の一覧、各会議の議事・参加者数 等

#### ②タリフ

造成したゴルフツーリズムプランをまとめたタリフ

#### ③パンフレット

造成したゴルフツーリズムプランを紹介するパンフレット

日本語版：1,000 部

英語版：2,000 部

#### ④WEB サイト

商品プランを紹介する WEB サイト（日本語・英語）

※電子データは、Adobe Illustrator もしくは InDesign document に加え、PDF 形式で納品すること

### (2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区中山手通 5 丁目 10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階）

### (3) 提出期限

令和 3 年 3 月 5 日（金） 17:00

(別紙)

## 6. 委託料の上限額

委託料の上限額は、4,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

4-(1)-②に記載の有識者に対しては、上記の委託料から600,000円(消費税及び地方消費税を含む)で再委託することとし見積内容に含めること

ただし、観光庁の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱 P7(1)に示された経費のみ対象とすること

## 7. 留意事項等

- (1)受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2)受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3)受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4)受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5)受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6)本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること
- (7)本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること
- (8)その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。